

黒鳥山公園飲食店舗等整備・管理運営事業に係る公募型プロポーザル事業者選定 評価基準

※各項目の評価は整数とする

評価項目		評価の視点	評価の 対象資料	評価及び評価点数					配点		
				極めて良好 100%	良好	普通 60%	やや不十分	不十分			
1.業務実施体制	(1)業務実績	①過去5年間の運営実績 (対象期間:R2年4月 ～R7年3月)	・公共施設や民間施設における飲食店舗等施設の運営実績を確認の上、本事業と比較して同種・同等の運営実績があるか。 ・契約5件分を上限として、各件数の運営年月数の合計で定量評価とする。 (1件、最大5年)運営年数合計 「1年未満」⇒1点。「1～3年未満」⇒2点。「3～5年未満」⇒3点。「5～10年未満」⇒4点。「10年以上」⇒5点。	様式7						5	
					事務局にて採点						
	(2)業務継続能力	①団体の構成、経営状況(資本金、グループ企業、役員等)	・経営が安定しており、施設の運営を継続的・安定的に行う財務能力を有しているか。	参加資格資料の概要等	5	4	3	2	1	5	
②収支計画			・施設整備、管理運営に係る初期投資及び適切なランニングコスト(人件費含む)、売上等を考慮した収支計画になっているか。	様式10-1 様式10-2	5	4	3	2	1	5	
2.業務計画	(1)基本事項	①本事業の趣旨、目的を踏まえた飲食店舗等施設の整備・管理運営方針	・公園の活性化や公園利用者の利便性、市民の福祉向上につながる業務計画として具体性があり、実現性のある施設整備・管理運営方針になっているか。	様式8の (1)-①	10		6		1	10	
	(2)整備内容	①飲食店舗の施設整備(必須)	・当該地の立地特性等を踏まえて、公園の活性化、にぎわい増進につながる飲食店舗の施設整備が提案されているか。 ・周辺施設の関連性や連続性が図られ、斬新で魅力的な計画となっているか。	様式8の (2)-①	15		9		1	25	
		②その他の公園施設整備	・飲食店舗と調和のとれた規模、配置、意匠となっているか。 ・都市公園法に規定する公園施設に該当し、都市公園の効用を全うするための施設であるか。 ・公園利用者や市民の利用が期待される公園施設の整備が提案されているか。	様式8の (2)-②	10		6		1		
	(3)管理運営	①施設利用料金及び飲食物販の料金やその内容	・公園の活性化、にぎわい増進につながる料金体系や提供内容となっているか。	様式8の (3)-①	5	4	3	2	1	35	
		②営業日・営業時間・営業期間	・営業日や営業時間、また年間の営業期間等が適切に設定されているか。	様式8の (3)-②	5	4	3	2	1		
		③従業員体制	・飲食店舗等施設の管理運営にに必要な適切な従業員を配置しているか。 ・市内雇用についても提案があるか。	様式8の (3)-③	5	4	3	2	1		
		④使用土地の清掃及び草刈り等の考え方	・管理運営を行う使用土地における清掃管理や草刈り、植栽の剪定等の考え方。	様式8の (3)-⑤	5	4	3	2	1		
		⑤独自の創意工夫 (近隣住民への配慮、災害時の協力、公園の活性化、収益の還元、公園管理への協力、地産地消、市民優待等)	その他、独自の創意工夫の提案があるか。 (例) 近隣住民への配慮、災害発生時の協力体制や協力内容、イベント等の開催、収益の一部をベンチ等の公園施設設置として還元、公園施設管理の協力、市内産野菜の積極的な利用、市民優待等	様式8の (3)-⑥	15		9		1		
	3.使用料	(1)使用料	①基本使用料(年額)	・収支計画に基づいた基本使用料で下限額(36万円)以上を提案しているか。 A: 基本使用料(年額) Aの額/Aの最高額…A' A'×15点(小数点以下は切り上げ)	様式9	事務局にて採点					15
	評価点 合計										100